

第79回 国際人権に関する研究会  
『統治の格差のもとでのビジネスと人権』報告書

1 テーマ

統治の格差のもとでのビジネスと人権

～近時の国連での動向と日本の法律家との関係～

2 日時・場所

(1) 日時 2013年11月11日(月)午後6時～午後8時

(2) 場所 弁護士会館14階1401会議室

3 趣旨

(1) ビジネスと人権をめぐるのは、企業の社会的責任(CSR)という枠組で長年にわたり議論されてきた。しかし、近年、経済のグローバル化によって作り出された「統治の格差」は、企業活動に対し、異なる視点による新しい枠組みの規制を必要とするようになってきている。

このような新しい動きとしては、①国連人権理事会やOECDなどにおける新しい基準の設定、②国連安全保障理事会が紛争拡大の防止のために国連加盟国に課した措置に伴って各国政府が企業に対して実施している国内的規制、③紛争地域での企業活動に対する国際人道法や国際人権法の違反に基づく民事責任や刑事責任の追及などが挙げられる。

当連合会でも、こうした新たな動きを踏まえ、国際人権問題委員会内にビジネスと人権に関するPTを設置し、報告書(第1次)を取りまとめたところである。

(2) そうした中、John Gerard Ruggie 国連事務総長特別代表のリーガル・アドバイザーとして、国連人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則」の策定に関与した Andrea Shemberg 氏が、IBA-JFBA Joint Conference に参加するために来日されたことから、この機会を踏まえ、ビジネスと人権をめぐる近時の国連での動向や、上記の指導原則が企業活動や人権侵害の救済に与える影響等について、同氏からの基調講演を中心として本研究会を開催した。

4 進行

(1) 司会

山下優子弁護士(国際人権問題委員会幹事)

(2) 通訳

宮内博史弁護士（同）

5 内容

(1) 開会挨拶

上柳敏郎弁護士（国際人権問題委員会委員長）

(2) 基調講演

Andrea Shemberg 氏 (Legal Advisor on Business and Human Rights, Project Lead for the Investment and Human Rights Project at the London School of Economics)

(3) 報告

難波満弁護士（同幹事）

(4) 閉会挨拶

東澤靖弁護士（同委員）

6 配布資料

(1) Business & Human Rights: New Global Standards（プレゼンテーション資料）（Andrea Shemberg 氏）

(2) Guiding Principles on Business and Human Rights（OHCHR）

(3) Principles for responsible contracts: integrating the management of human rights risks into State-investor contract negotiations: guidance for negotiators（A/HRC/17/31/Add.3）

(4) 統治の格差の下でのビジネスと人権に関する報告書（第1次）（案）（日弁連国際人権問題委員会）

(5) 「統治の格差の下でのビジネスと人権に関する報告書」概要（プレゼンテーション資料）（難波満幹事）

7 基調講演の要旨

Andrea Shemberg 氏からは、「ビジネスと人権：新しいグローバルな基準」と題し、(1) イントロダクション：なぜ新しい国際基準が重要なのか、(2) 国連指導原則、(3) 取入れと統合、(4) 法律家にとっての課題といった内容について、ビジネスと人権をめぐる近時の国際的な動向について基調講演がされ、これに続き、質疑応答がされた。

## (1) イントロダクション：なぜ新しい国際基準が問題となるのか

ビジネスと人権をめぐるのは、企業の社会的責任（CSR）という枠組で議論されてきた。しかし、2000年代以降は人権がビジネスにおけるグローバルな規範（norm）として確立されるようになる。

グローバルなビジネスをめぐる利害関係者、特に、企業内部でビジネスと人権に関する関心が高まりつつあり、企業のリーダーやマネージャーは人権の専門家からの助言を求めている。

このような状況において、弁護士は、ビジネスと人権に関する新しい規範に対応することを期待されている。

## (2) 国連指導原則

### a. ビジネスと人権に関する国連事務総長特別代表の任命とマンデート

このような新しい規範の中核となるのが、国連指導原則である。この国連指導原則は、ビジネスと人権に関する国連事務総長特別代表である John Ruggie 氏による 2005 年から 2011 年までの活動によるものである。

2005 年に国連人権理事会から John Ruggie 氏に付与されたマンデートは、人権に関する企業の責任の基準を特定して明確にするとともに、ビジネスと人権に関する国家の役割を明確にすることであった。

これ以降、John Ruggie 氏は、ビジネスの関係者を含めて様々な利害関係者とのコンサルテーションを 47 回にわたり行うといった膨大な調査を実施するなど、事実に基づく（evidence-based）アプローチを行った。

その後、2008 年には、「保護、尊重、救済」（Protect, Respect and Remedy）というフレームワークを提示していたが、2011 年、人権理事会において国連指導原則が全会一致で採択された。

### b. ビジネスと人権に関する国連指導原則

国連指導原則は、必ずしも新しい法的な義務を定めたものではないが、既存の義務及び実務の内容を具体的かつ詳細に明らかにしている。すべての国家や企業に対し、規模、種別や事案を問うことなく、適用されるものである。

国連人権理事会で採択された文書のうち、国家以外が起草した初めての文書である。国連人権理事会において、全会一致で採択されたものであり、強固な政治的基盤を有している。

グローバルに参照すべき文書として、利害関係者の行動に当たって共通の基準となるのみならず、アカウントビリティを遂行するための共通のベンチマークとなるべきものである。

c. 「保護、尊重、救済」(Protect, Respect and Remedy) のフレームワーク  
国家による人権を保護する義務として、政策の立案、規制の実施、司法による裁判がある。

企業による人権を尊重する義務として、人権の侵害を避けるため、デュー・ディリジェンスを伴う行動、企業の行動による影響の評価がある。

人権の侵害に対する救済のためのアクセスとして、被害者に対する効果的なアクセス、司法による救済と司法以外の方法による救済とがある。

d. 取引における人権の基準

John Ruggie 氏から人権理事会に提出された報告である「責任ある契約のための原則:国家と投資家間の契約交渉における人権のリスクの観点の導入」は、交渉担当者にとってのガイダンスとなるものである。

この原則は、国家と企業における異なる義務と責任のいずれにも言及している。また、交渉に当たっての準備のみならず、国内的な立法のフレームワークにも関連するものである。

この原則は、10の原則を定めており、いずれも交渉に当たって重要となるものである。交渉担当者に推奨されるチェックリストとして、交渉に当たって留意すべき人権に関する事項を簡潔に説明したものである。

これらの原則は、契約条件を義務付けるものではなく、留意すべき人権に関する事項についての共通の理解を構築することを目的としている。

### (3) 取入れと統合

国連指導原則は、OECD、ISO26000、EU CSR Policy、IFC Sustainability Framework、Global Compact といった国際機関等の基準に取り入れられているほか、各国の政策、企業の政策や手続にも取り入れられるなど、ビジネスと人権に関する基準が統合されつつある。

例えば、OECD の輸出信用部会では、コモンアプローチにおける Social Due Diligence として、人権の基準が取り入れられている。

また、EU CSR Policy では、国連指導原則を取り入れた社会的責任に関する原則が作成され、各国に国連指導原則を取り入れた行動計画の立案を要請している。

他方、IFC Sustainability Framework においても、企業の人権を尊重する責任が取り入れられている。

その他、2013年には、中国においては初めてとなる、ビジネスと人権に関する国際会議が開催され、国営企業、私企業双方がこのテーマに関する議論に加

わった。さらに、ミャンマーにおいては、国連指導原則の普及を促進するべく、**Myanmar Centre for Responsible Business** が設立され、活動を始めている。

#### (4) 法律家にとっての課題

法律家にとっては、人権のリスクを理解すること、このリスクを依頼者に説明すること、新しい政策や手続について助言すること、人権に関する基準を取引に取り入れることが課題となるが、これらを学び続けることが必要である。